

防経会第51号
19. 1. 4
改正 防経会第8416号
19. 8. 30
改正 防経会第4399号
21. 3. 31
改正 防経会第4065号
23. 4. 1
改正 防経会第3393号
25. 3. 15
改正 防経会第1276号
27. 1. 30
改正 防経会第5908号
27. 3. 31
改正 防官会(事)第107号
30. 3. 29
改正 防官会(事)第2号
31. 1. 7
改正 防官会(事)第14号
令和3年2月26日
改正 防官会(事)第283号
令和3年12月27日
改正 防官会(事)第384号
令和6年10月18日

長官官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
技術研究本部長
装備本部長
防衛施設庁長官

事務次官

防衛省における契約事務の取扱いについて（通達）

標記について、別紙のとおり定められ、平成19年1月9日から実施することとされたので、通達する。

添付書類：別紙

防衛省における契約事務の取扱いについて

第1 一般競争に参加する者に必要な資格の基本的事項等の公示について

防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号。以下「訓令」という。）第8条第1項の規定に基づく公示は、毎年12月28日までに庁舎（委任機関等の長と勤務場所を異にする契約担当官等又は資金契約担当官等の勤務する庁舎を含む。）内等に、申請の受付期間及び場所並びに申請に要する書類（書式の見本を掲示してもよい。）その他必要と認める事項を記載した書面を掲示することにより行うものとする。

第2 級別の区分

訓令第10条に規定する別に大臣が定める級別の格付及び訓令第17条に規定する大臣が別に定める契約の予定金額の範囲に応じた級別の格付は、次のとおりとする。

1 工事の契約の場合

(1) 土木一式工事及び建築一式工事の場合

級 別	工事の契約の予定金額の範囲	工事請負業者の総合審査数値	
A	30,000万円以上	990点以上	
B	10,000万円以上 30,000万円未満	830点以上	990点未満
C	3,000万円以上 10,000万円未満	760点以上	830点未満
D	3,000万円未満	760点未満	

(2) その他の工事の場合

級 別	工事の契約の予定金額の範囲	工事請負業者の総合審査数値	
A	5,000万円以上	870点以上	
B	2,000万円以上 5,000万円未満	780点以上	870点未満
C	2,000万円未満	780点未満	

2 測量又は建設コンサルタント等業務の契約の場合

級 別	測量又は建設コンサルタント等業務の契約の予定金額の範囲	測量等請負業者の総合審査数値	
A	500万円以上	55点以上	
B	300万円以上 500万円未満	40点以上	55点未満
C	300万円未満	40点未満	

3 物品の製造の契約の場合

級 別	物品の製造の契約の予定金額の範囲	製造業者の総合審査数値
A	3,000万円以上	90点以上
B	2,000万円以上 3,000万円未満	80点以上 90点未満
C	400万円以上 2,000万円未満	55点以上 80点未満
D	400万円未満	55点未満

4 物品の購入の契約の場合

級 別	物品の購入の契約の予定金額の範囲	販売業者の総合審査数値
A	3,000万円以上	90点以上
B	1,500万円以上 3,000万円未満	80点以上 90点未満
C	300万円以上 1,500万円未満	55点以上 80点未満
D	300万円未満	55点未満

5 役務の契約の場合

級 別	役務の契約の予定金額の範囲	役務提供業者の総合審査数値
A	3,000万円以上	90点以上
B	1,500万円以上 3,000万円未満	80点以上 90点未満
C	300万円以上 1,500万円未満	55点以上 80点未満
D	300万円未満	55点未満

6 物品の売払の契約の場合

級 別	物品の売払の契約の予定金額の範囲	買受業者の総合審査数値
A	1,000万円以上	70点以上
B	200万円以上 1,000万円未満	50点以上 70点未満
C	200万円未満	50点未満

第3 物品等の契約のうち訓令第18条第4項に規定する契約における級別の区分の適用の特例

- 1 訓令第18条第4項第2号に規定する大臣が別に定める技術力の評価の数値は、次のとおりとする。

項目	基準	数値
入札物品等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ）に関連する特許保有件数	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
入札物品の製造等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ）に携わる技術士資格保有者数	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
	1～2人	3
入札物品の製造等に携わる技能認定者数（特級、一級、単一級）	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
	1～2人	1

注：1 特許には、海外で取得したものを含む。

2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であって、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

- 2 訓令第18条第4項各号に該当する旨の認定を受けようとする者から提出させるべき書類は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。
- (1) 訓令第18条第4項第1号に規定する者 過去に製造した物品の仕様書又は当該入札物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明する資料
 - (2) 訓令第18条第4項第2号に規定する者 当該入札物品等に関連する特許証の写し、特許公報の写し及び特許の概要説明書又は技術士登録証の写し若しくは技能士資格証の写し
 - (3) 訓令第18条第4項第3号に規定する者 SBIR制度の特定新技術補助金等の交付決定通知書等の写し及び当該入札物品等に関連する研究開発の成果、性能試験のデータ等当該入札物品等と同等以上の仕様の物品を製造し、又は役務を提供できる技術力が確認できる書類等
 - (4) 訓令第18条第4項第4号に規定する者 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株

式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援の対象となった旨の文書の写し及び当該入札物品等に関連する研究開発の成果、性能試験のデータ等当該入札物品等と同等以上の仕様の物品を製造し、又は役務を提供できる技術力が確認できる書類等

- (5) 訓令第18条第4項第5号に規定する者 国立研究開発法人(科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。)が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の対象となった旨の文書の写し及び当該入札物品等に関連する研究開発の成果、性能試験のデータ等当該入札物品等と同等以上の仕様の物品を製造し、又は役務を提供できる技術力が確認できる書類等
- (6) 訓令第18条第4項第6号に規定する者 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による創薬ベンチャーエコシステム強化事業(ベンチャーキャピタルの認定)又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による研究開発型スタートアップ支援事業(ベンチャーキャピタル等の認定)において採択された者の出資先事業者となった旨の文書の写し及び当該入札物品等に関連する研究開発の成果、性能試験のデータ等当該入札物品等と同等以上の仕様の物品を製造し、又は役務を提供できる技術力が確認できる書類等
- (7) 訓令第18条第4項第7号に規定する者 グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム(J-Startup又はJ-Startup地域版)に選定された事業者であることが確認できる書類及び当該入札物品等と同等以上の仕様の物品を製造し、又は役務を提供できる技術力が確認できる書類等

第4 工事の契約に係る審査事項の付与数値

- 1 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の29第1項に規定する総合評定値を「経営事項評価数値」とする。ただし、工事請負業者が、訓令第29条第3項又は第4項各号のいずれかに該当する場合には、総合評定値を第5に準じて(技術評価数値に係る算定方法を除く。)算定した数値とする。
- 2 訓令第29条第2項に規定する別に大臣が定める工事の契約に係る技術評価数値は、次に掲げる加点評価数値又は減点評価数値とする。

(1) 加点評価数値

- ア 加点評価数値は、定期の一般競争資格審査の認定をする年の前年の10月1日(以下「基準日」という。)の前日までの過去2年間における希望工事種別ごとの施工成績を対象とする。
- イ 施工成績は、工事成績評定要領について(防整技第7160号。28.3.31)に基づき、当該企業へ通知した評定点(以下「評定点」という。)とする。
- ウ 加点評価数値は、当該工事の希望工事種別ごとの評定点から65点を控除した点数(施工成績が複数ある場合は平均値)を35で除し20%を乗じた割合(小数点以下第1位を四捨五入した整数のパーセントとする。以下「加点評価割合」とい

う。)を対象とする。

加点評価割合 = (評定点 - 65点) ÷ n ÷ 35 × 20% (nは希望工事種別ごとの施工成績の合計件数)

エ 加点評価数値は、希望工事種別ごとの経営事項評価数値に加点評価割合を乗じて得られた値(小数点以下第1位を四捨五入した整数)とする。

加点評価数値 = 経営事項評価数値 × 加点評価割合

(2) 減点評価数値

減点評価数値は、基準日の前日までの過去2年間における不誠実な行為を対象とし、全ての希望工事種別に対して経営事項評価数値に5%を乗じて得られた値(小数点以下第1位を四捨五入)とする。

減点評価数値 = 経営事項評価数値 × 5%

第5 工事請負業者が訓令第29条第3項各号に掲げる建設業者である場合の総合審査数値の算定方法に関する特例

1 訓令第29条第3項に規定する別に大臣が定める審査事項の付与数値は、次のとおりとする。

(1) 工事請負業者が訓令第29条第3項第1号に掲げる組合のうち、中小企業等共同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合で、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう(関係組合員の数は10を超えてはならないものとする。以下「組合」という。)又は同項第2号に掲げる建設共同企業体(以下「建設共同企業体」という。)である場合にあつては、建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値とする。ただし、建設業法第27条の23第2項に掲げる経営規模、経営状況、技術力及びその他の審査項目(社会性)の項目ごとの数値の算出は、次のアからエまでに掲げるところにより行うものとする。

ア 経営規模は、組合の場合にあつては当該組合及び関係組合員の、建設共同企業体の場合にあつては各構成員の、建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成20年国土交通省告示第85号。以下「項目及び基準を定める件」という。)第1の1の1から3までに定める年間平均完成工事高、自己資本額及び平均利益額のそれぞれの和に基づいて項目及び基準を定める件第2の1の規定により算出した点数とする。

イ 経営状況は、組合の場合にあつては当該組合及び関係組合員の、建設共同企業体の場合にあつては各構成員の、項目及び基準を定める件第2の2の規定により算出した点数の平均値(小数点以下第1位を四捨五入して得た点数)とする。

ウ 技術力は、組合の場合にあつては当該組合員の、建設共同企業体の場合にあつては各構成員の、項目及び基準を定める件第1の3の1に定める技術職員の数及び項目及び基準を定める件第1の3の2に定める種類別年間平均元請完成工事高のそれ

ぞれの和に基づいて項目及び基準を定める件第2の3の規定により算出した点数とする。

エ その他の審査項目（社会性等）は、組合の場合にあっては当該組合員の、建設共同企業体の場合にあっては各構成員の、項目及び基準を定める件第2の4の規定により算出した点数の平均値（小数点以下第1位を四捨五入して得た点数）とする。

(2) 工事請負業者が訓令第29条第3項第3号に掲げる合併新設会社（以下「合併新設会社」という。）又は同項第4号に掲げる合併存続会社（以下「合併存続会社」という。）である場合にあっては、合併後最初の事業年度終了の日を待たずに行われた経営事項審査に基づき算出された建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値（以下「総合評定値」という。）とする。

(3) 工事請負業者が訓令第29条第3項第5号に掲げる子会社（以下「子会社」という。）、同項第6号に掲げる承継譲受会社（以下「承継譲受会社」という。）、同項第7号に掲げる譲受業者（以下「譲受業者」という。）又は同項第8号に掲げる分割承継会社（以下「分割承継会社」という。）である場合にあっては、譲渡又は分割後最初の事業年度終了の日を待たずに行われた経営事項審査に基づき算出された総合評定値とする。

(4) 工事請負業者が訓令第29条第3項第9号に掲げる企業集団に属する建設業者（以下「企業集団に属する建設業者」という。）である場合にあっては、総合評定値とする。

(5) 工事請負業者が訓令第29条第3項第10号に掲げる持株会社（以下「持株会社」という。）である場合にあっては、総合評定値とする。

2 訓令第29条第4項に規定する別に大臣が定める調整は、次のとおりとする。

(1) 工事請負業者が、次に掲げる組合又は建設共同企業体である場合は、当分の間、経営事項評価数値に当該数値の100分の10に相当する値（小数点以下第1位を四捨五入して得た値）を、技術評価数値に当該数値の100分の10に相当する値（小数点以下第1位を四捨五入して得た値）を、それぞれ加えることができるものとする。

ア 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合で、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているもので、その施工実績が著しく劣るものでないもの

イ 経常建設共同企業体で、合併等に関する合理的な計画が提出され、真に企業合併等に寄与すると認められるもの

(2) 工事請負業者が、合併により新たに設立された会社又は合併によりその一方が存続した会社で、かつ、合併前の合併当事会社が工事の契約の区分に応じて格付された同一の等級若しくは直近の等級に格付されている場合又はこれと同等と認められる場合は、次に掲げるところによるものとする。

- ア 合併後定期の一般競争資格審査の申請をする年の前年の10月1日の前日までの期間（以下「合併後の期間」という。）が3年未満である場合は、経営事項評価数値に当該数値の100分の15に相当する値（小数点以下第1位を切り捨てた値）を、技術評価数値に当該数値の100分の15に相当する値（小数点以下第1位を切り捨てた値）を、それぞれ加えることができるものとする。
- イ 合併後の期間が3年以上5年未満である場合は、経営事項評価数値に当該数値の100分の10に相当する値（小数点以下第1位を切り捨てた値）を、技術評価数値に当該数値の100分の10に相当する値（小数点以下第1位を切り捨てた値）を、それぞれ加えることができるものとする。
- (3) 工事請負業者が、営業（建設業）の全部を譲り受けた場合等、資格審査等の取扱いにおいて合併と同等とみなし得る子会社、承継譲受会社又は譲受業者で、かつ、営業譲受等の前の親会社と子会社、承継譲渡会社と承継譲受会社又は譲渡業者と譲受業者が同一の等級若しくは直近の等級に格付されている場合又はこれと同等と認められる場合は、次に掲げるところによるものとする。
- ア 営業譲受等後定期の一般競争資格審査の申請をする年の前年の10月1日の前日までの期間（以下「営業譲渡等後の期間」という。）が3年未満である場合は、経営事項評価数値に当該数値の100分の15に相当する値（小数点以下第1位を切り捨てた値）を、技術評価数値に当該数値の100分の15に相当する値（小数点以下第1位を切り捨てた値）を、それぞれ加えることができるものとする。
- イ 営業譲受等後の期間が3年以上5年未満である場合は、経営事項評価数値に当該数値の100分の10に相当する値（小数点以下第1位を切り捨てた値）を、技術評価数値に当該数値の100分の10に相当する値（小数点以下第1位を切り捨てた値）を、それぞれ加えることができるものとする。
- (4) 工事請負業者が、企業集団に属する建設業者で、企業集団の認定を受ける前の各建設業者が同一の等級若しくは直近の等級に格付されている場合又はこれと同等と認められる場合は、次に掲げるところによるものとする。
- ア 国土交通大臣による企業集団の認定後定期の一般競争資格審査の申請をする年の前年の10月1日の前日までの期間（以下「認定後の期間」という。）が3年未満である場合は、経営事項評価数値に当該数値の100分の15に相当する値（小数点以下第1位を切り捨てた値）を、技術評価数値に当該数値の100分の15に相当する値（小数点以下第1位を切り捨てた値）を、それぞれ加えることができるものとする。
- イ 認定後の期間が3年以上5年未満である場合は、経営事項評価数値に当該数値の100分の10に相当する値（小数点以下第1位を切り捨てた値）を、技術評価数値に当該数値の100分の10に相当する値（小数点以下第1位を切り捨てた値）を、それぞれ加えることができるものとする。
- (5) 工事請負業者が、持株会社の場合は、企業集団の認定後定期の一般競争資格審査の申請をする年の前年の10月1日の前日までの期間が3年未満である場合は、経営事項評価数値に当該数値の100分の10に相当する値（小数点以下第1位を切り捨てた値）を、技術評価数値に当該数値の100分の10に相当する値（小数点以下第1位を切り捨てた値）を、それぞれ加えることができるものとする。

第6 測量又は建設コンサルタント等業務の契約に係る審査事項の付与数値

訓令第31条第2項第2号に規定する別に大臣が定める測量又は建設コンサルタント等業務の契約に係る審査事項の付与数値は、次のとおりとする。

(1) 年間平均実績高の付与数値

数値	年間平均実績		数値	年間平均実績	
	以上	未満		以上	未満
133	600億円		42	6億円	8億円
126	500億円	600億円	40	5億円	6億円
119	400億円	500億円	38	4億円	5億円
112	300億円	400億円	36	3億円	4億円
106	250億円	300億円	34	2億5,000万円	3億円
100	200億円	250億円	32	2億円	2億5,000万円
94	150億円	200億円	30	1億5,000万円	2億円
89	120億円	150億円	28	1億2,000万円	1億5,000万円
84	100億円	120億円	26	1億円	1億2,000万円
79	80億円	100億円	24	8,000万円	1億円
75	60億円	80億円	23	6,000万円	8,000万円
71	50億円	60億円	22	5,000万円	6,000万円
67	40億円	50億円	21	4,000万円	5,000万円
63	30億円	40億円	20	3,000万円	4,000万円
59	25億円	30億円	19	2,500万円	3,000万円
56	20億円	25億円	18	2,000万円	2,500万円
53	15億円	20億円	17	1,500万円	2,000万円
50	12億円	15億円	16	1,200万円	1,500万円
47	10億円	12億円	15	1,000万円	1,200万円
44	8億円	10億円	14		1,000万円

(2) 自己資本の額並びに技術職員の数及び技術職員以外の職員の数の付与数値
別表のとおり

(3) 経営比率の付与数値

項目 数値	流動比率	自己資本	
		固定比率	総資本純利益率
12	115%以上	90%以上	4.0%以上
10	100%以上	45%以上	1.5%以上
	115%未満	90%未満	4.0%未満
9	85%以上	20%以上	0.5%以上
	100%未満	45%未満	1.5%未満
8	70%以上	0%以上	0%以上
	85%未満	20%未満	0.5%未満
7	70%未満	0%未満	0%未満

(4) 営業年数の付与数値

数値	営業年数

12	25年以上	
10	20年以上	25年未満
9	10年以上	20年未満
8	5年以上	10年未満
7		5年未満

第7 製造の契約に係る審査事項の付与数値

訓令第33条第2項第2号に規定する別に大臣が定める製造の契約に係る審査事項の付与数値は、次のとおりとする。

(1) 製品の年間平均製造実績高の付与数値

数値	年間平均製造実績高	数値	年間平均製造実績高
60	200億円以上	30	2.5億円以上 5億円未満
55	100億円以上 200億円未満	25	1億円以上 2.5億円未満
50	50億円以上 100億円未満	20	5,000万円以上 1億円未満
45	25億円以上 50億円未満	15	2,500万円以上 5,000万円未満
40	10億円以上 25億円未満	10	2,500万円未満
35	5億円以上 10億円未満		

(2) 自己資本の額の付与数値

数値	自己資本の額	数値	自己資本の額
10	10億円以上	4	100万円以上 1,000万円未満
8	1億円以上 10億円未満	2	100万円未満
6	1,000万円以上 1億円未満		

(3) 生産設備の額の付与数値

数値	生産設備の額	数値	生産設備の額
15	10億円以上	6	1,000万円以上 5,000万円未満
12	1億円以上 10億円未満	3	1,000万円未満
9	5,000万円以上 1億円未満		

(4) 流動比率の付与数値

数値	流動比率	数値	流動比率
10	140%以上	6	100%以上 120%未満
8	120%以上 140%未満	4	100%未満

(5) 営業年数の付与数値

数値	営業年数	数値	営業年数	数値	営業年数
5	20年以上	4	10年以上 20年未満	3	10年未満

第8 物品の購入、役務又は物品の売払の契約に係る審査事項の付与数値

訓令第35条第2項第2号に規定する別に大臣が定める物品の購入、役務又は物品の売払の契約に係る審査事項の付与数値は、次のとおりとする。

(1) 商品の年間平均販売等実績高の付与数値

数値	年間平均販売等実績高	数値	年間平均販売等実績高
65	200億円以上	35	2.5億円以上 5億円未満
60	100億円以上 200億円未満	30	1億円以上 2.5億円未満
55	50億円以上 100億円未満	25	5,000万円以上 1億円未満
50	25億円以上 50億円未満	20	2,500万円以上 5,000万円未満
45	10億円以上 25億円未満	15	2,500万円未満
40	5億円以上 10億円未満		

(2) 自己資本の額の付与数値

数値	自己資本の額	数値	自己資本の額
15	10億円以上	6	100万円以上 1,000万円未満
12	1億円以上 10億円未満	3	100万円未満
9	1,000万円以上 1億円未満		

(3) 流動比率の付与数値

数値	流動比率	数値	流動比率
10	140%以上	6	100%以上 120%未満
8	120%以上 140%未満	4	100%未満

(4) 営業年数の付与数値

数値	営業年数	数値	営業年数	数値	営業年数
10	20年以上	8	10年以上 20年未満	6	10年未満